

「長期間の契約に注意しましょう！」

～新聞の訪問販売による購読契約は慎重に！～

新聞の訪問販売による購読契約に関する相談は年間を通じて多く寄せられています。高額な景品につられて、現在契約中の新聞の購読期間終了後から、別の新聞を長期間購読する契約をしたという相談が寄せられており、トラブルになるケースも少なくありません。

また、プレゼント付きのパズルに応募して、当選したと連絡があり、強引に勧誘された等の相談も寄せられています。



訪問販売の場合、契約書面を受けとった日から8日間は **契約するつもりじゃなかったのに・・・**クーリング・オフが可能です。8日間を過ぎていても、問題のある契約や勧誘があった場合は、契約の取消しや解約を求めることができます。

しかしながら、トラブルを避けるためには、契約をする前に慎重に考えることが重要です。

◆契約トラブルにならないために気をつけておきたいこと

1. 勧誘を受けても購読の意思がなければ、きっぱり断るようにしましょう。
2. 購読契約の期間を確認しましょう。
3. 身体的な状況の変化や入院、引越などの理由で購読することが難しくなる場合もあるので、長期間の契約や、数年先から始まる契約は避けるようにしましょう。
4. 景品にひかれて十分に検討せずに、契約しないようにしましょう。なお、景品には上限があります。(新聞の景品は景品表示法に基づく「新聞公正競争規約」において「取引価額の8%または6カ月分の購読料の8%のいずれか低い金額までを上限」とされています。)
5. 契約時に受領した契約書の控えは必ず保管しておきましょう。

契約トラブルでお困りの場合は、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



消費生活
相談窓口



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



伝え
支え
助け
見守り

メインキャラクターエルちゃん